○取組状況一覧

取組機関（多摩地域）

●：実施済み（完了、継続）▲：実施中
○：着手予定　　—：予定なし

取組 事項 具体的取組	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	狛江市	西東京市	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	府中市	昭島市	調布市	町田市	多摩市	稲城市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁	関東地方整備局	東京都
1）円滑かつ迅速な避難のための取組																																												
■情報伝達、避難計画等に関する事項																																												
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A　洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。（ホットメールの構築）			●	●	●	●								●		●	●			●	●						●									●							●
	B　洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。（避難指示等の発令判断の支援）	●	●	▲	●	●	●	▲			▲	▲	▲	▲	●	—	●	●	●	●	▲	●	○	—	▲			●	●	▲	○	●	●	●		▲	●	▲	▲	▲	▲			●
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。	●	●	▲	▲	●	●	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	▲	●	●	●	○	▲	—	●	●	○	●	●	—	▲	●	○	●	●	●	▲	●	▲	▲	▲	▲	○		●
	・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	●	●	▲	●	●	●	○	●	●	▲	●	●	▲	▲	●	●	※市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	▲	▲			●
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知 平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	○	▲	▲	○	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	○	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●	○	▲	▲	▲	●		▲
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。	●	●	▲	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	○	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	●	●			●		●	▲	●	▲				○	●	●		●	●	—		●			○	▲	●					●	●	●	▲					▲			●
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	○	▲	●	●	●	●	○	●	●	▲	▲	●	○	▲	▲	—			▲
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。	▲	▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	—	—	▲	▲	▲	▲	▲	—	○	▲	●	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲		▲

○取組状況一覧

取組機関（多摩地域）

●：実施済み（完了、継続）▲：実施中
○：着手予定　—：予定なし

取組 事項	具体的取組	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	狛江市	西東京市	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	府中市	昭島市	調布市	町田市	多摩市	稲城市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁	関東地方整備局	東京都
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																																													
	⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定（水防法第14条） ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し																																											●
	⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○			●
	⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	—	●	▲	—	●	▲	—	—	○	▲	▲	▲	▲	○	●	●	—	●	▲	○	▲	▲	▲	▲	○	—	●	—	▲	—	—	●	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	—			▲
	⑪浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する			●	▲	●		▲	●	▲	▲	▲	▲	▲		●		●	●	●							●	●	●	▲			●	●	▲	▲		▲	▲	▲	—			●
	⑫自助・共助の仕組みの強化	A　住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	●	●	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	○	▲	▲	▲	○	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	○	○	▲	●	▲	▲	○	▲	●	●	▲	▲	●	○	▲	▲	▲			●
		B　水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。		●	▲	●			▲	▲	▲	▲	○	▲	▲		○		▲	▲	●					○		▲		▲	▲			▲	●	▲	▲		○	▲	▲	▲	○		▲
		C　地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	●	●	▲	▲	●		▲	●	▲	●	▲	▲	○		○		●	●	●			●		●		●	●	▲	▲			●	●	▲	●		▲	▲	○	▲			▲
	⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	●	●	▲	○	●	●	▲	○	●	●	▲	▲	▲	▲	○	●	●	●	●	▲	▲	●	▲	▲	●	○	●	●	●	▲	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●		●
	⑭防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	●	▲	●	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	▲	○	▲	●	●	▲	▲	—	●	●	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	●		●

○取組状況一覧

取組	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関（多摩地域） ●：実施済み（完了、継続）▲：実施中 ○：着手予定　—：予定なし																																									
事項 具体的取組		八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	狛江市	西東京市	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	府中市	昭島市	調布市	町田市	多摩市	稲城市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁	関東地方整備局	東京都
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																																											
⑤水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計（危機管理型を含む。）、河川監視用カメラの配置検討と設置状況（設置予定含む）を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。	●	—	●	●	●	●	○			▲	▲	▲	▲	○	—	●	—	●	●	○	▲	●	—	○	—		●	—	—	●	—	●	●		▲	●	▲	▲	▲	—			▲
2）的確な水防活動のための取組																																											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																																											
⑥水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	▲			●
⑦水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	○	—	●		●
⑧水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況を共有する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	▲	○	▲			●
⑨水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	▲	—	●	●	●	●	●	●	○	▲			●
■多様な主体による被害軽減対策に関する事項																																											
⑩災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	▲	▲	●	●	●	▲	●	●	●	▲	○	●	●	●	○	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	—	●	●	—	▲	▲	—	●	●	●	▲	▲	○	●	●	●			▲
⑪洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）について検討する。	▲	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	●	▲	▲	●	●	○	●	●	●	▲	●	▲	▲	○	○	—	●	●	—	●	▲	—	●	▲	▲	●	●	▲	▲	●	—			▲

○取組状況一覧

取組機関（多摩地域）

●：実施済み（完了、継続）▲：実施中
○：着手予定　—：予定なし

取組 事項 具体的取組	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	狛江市	西東京市	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	府中市	昭島市	調布市	町田市	多摩市	稲城市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁	関東地方整備局	東京都
3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																																												
■氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																																												
⑫排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	▲	▲	▲	●	●	▲	○	○	●	▲	○	▲	○	▲	▲	●	—	○	●	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	●	●	▲	●	—	○	●	●	▲	▲	○	▲	○	—			▲
4）その他の取組																																												
■その他の取組																																												
⑬堤防など河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施																																											●
⑭樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。																																											▲
⑮水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。																																											●
⑯適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。																																											●
⑰災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	○	▲	●		●
⑱災害情報等の共有体制の強化	・DIS（災害情報システム）にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	▲			●
⑲地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の共有 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報の共有																																										●	